

特定危険指定暴力団等の指定に係る資料の整備について

平25.3.26 警察庁丁暴発第110号

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長あて

(概要)

各都道府県警察が、特定危険指定暴力団等の指定に向けた資料の整備を推進するに当たり、

整備すべき資料の範囲等を示したものである。